

国十二回 参議院大蔵委員会会議録第二十二号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)
午前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事

平沼彌太郎君

大矢半次郎君

伊藤 俊英君

清澤 俊英君

岡崎 親一君

黒田 英雄君

山本 米治君

小宮山常吉君

小林 政夫君

田村 文吉君

岡田 宗司君

菊川 孝夫君

野溝 勝君

松永 義雄君

森 七平君

木村喜八郎君

根本龍太郎君

農林大臣 西川甚五郎君
政府委員 佐藤 一郎君

大蔵政務次官 局法規課長 大蔵省主計局長
大蔵省主税局長 大蔵省理財局長

大蔵省主税局長 泉 美之松君
大蔵省理財局長 石田 正君

農林省蚕糸局長 青柳 雅郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
会専門員

会専門員 小田 正義君
常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君

本日の会議に付した事件

○満二十年以上の旧陸軍共済組合甲組
合員に年金下附の請願(第七一二号)
(第七二二号)(第七三三号)(第七八
一号)(第九四一号)

○中小企業の融資対策に関する請願
(第一一〇四号)

○國民金融公庫法中一部改正に関する
請願(第一一二七号)

○生活協同組合に対する法人税免除の
請願(第一二九四号)

○水あめの物品税撤廃に関する請願
(第七九〇号)

○水あめ、どう糖の物品税撤廃に関する
請願(第一一〇五八号)

○ルース台風による災者の国税減免
の請願(第八二八号)

○揮発油税軽減に関する請願(第八四
八号)(第九七〇号)(第九七一号)(第
九八四号)(第九九二号)(第九九九
号)(第一〇〇〇号)(第一〇三六号)
(第一〇九二号)(第一一一三号)(第
一一四号)(第一一二三号)(第一一
二五八号)(第一二七号)(第一二
七号)(第一二九一号)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○糸価安定特別会計法案(内閣提出、
衆議院送付)

○たばこ小売の利益率引上げに関する
請願(第八七二号)(第九三五号)(第
九三六号)(第九三七号)(第九三八
号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九
四二号)(第九四三号)

○粗製しよう脳および粗製しよう
粗製しよう脳油の収納価格を引上げ
に付する請願(第一二一号)

○火災保険料率低減に関する陳情(第
二六三号)

○社会保険診療收入に対する所得税輕
減の請願(第一一二二八号)

○退職金に対する課税撤廃等の陳情
(第二五四号)

○漁業補償金に対する課税免除の請
願(第三二六四号)

○ラジオ受信機等の物品税免除に關す
る陳情(第一六六号)

○漁業補償金に対する課税免除の請
願(第三二六四号)

○所得稅法の臨時特例に關する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○糸価安定特別会計法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それではこ
れより第二十一回の大蔵委員会を開催
いたします。先ず請願及び陳情に關す
る小委員長の報告を求めます。
○伊藤保平君 請願及び陳情に關する
小委員会におきまする審議の経過並び
に結果を御報告いたします。
昨二十六日に第二回の小委員会を開
きまして、紹介議員からの趣旨の説明、
各委員の意見及び政府の見解を十分に
聽取し、慎重に審議をいたしたのであ
りますが、その結果は次の通りであります。
先ず請願第七百二十一号、第七百八
二号、第七百二十二号、第七百八
一号、第九百四十一号はいずれも組合
加入後満二十年以上を経過した旧陸軍
共済組合の甲組合員に對して年金の受
給資格を附與せられたいとの趣旨で
あり、請願千百四号は中小企業金融
の極度の窮迫に對して政府は速かに有
効適切な対策を講ぜられたいとの趣旨で
あり、請願千百二十七号は、近い
将来に国民金融公庫法の一部を改正し
て、五十億の出資を追加せられると共
に公庫の役職員の待遇を開發銀行、輸
出銀行、復金等の役職員と同じ待遇に
改められたいとの趣旨であり、請願第
千二百九十四号は、非営利法人である
生活協同組合に對しては法人税を免除
せられたいとの趣旨であり、請願第七
百九十九号は、水飴の物品税を、第十五
十八号は水飴、葡萄糖の物品税をそれ
ぞれ撤廃せられたいとの趣旨であり、
請願第八百二十八号は、ルース台風に
よる罹災者に国税を、減免せられたい

との趣旨であり、請願第八百四十八
号、第九百七十号、第九百七十一号、
九三六号)(第九三七号)(第九三八
号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九
四二号)(第九四三号)

○たばこ小売の利益率引上げに関する
請願(第八七二号)(第九三五号)(第
九三六号)(第九三七号)(第九三八
号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九
四二号)(第九四三号)

○粗製しよう脳および粗製しよう
粗製しよう脳油の収納価格を引上げ
に付する請願(第一二一号)

○火災保険料率低減に関する陳情(第
二六三号)

○社会保険診療收入に対する所得税輕
減の請願(第一一二二八号)

○退職金に対する課税撤廃等の陳情
(第二五四号)

○漁業補償金に対する課税免除の請
願(第三二六四号)

○ラジオ受信機等の物品税免除に關す
る陳情(第一六六号)

○漁業補償金に対する課税免除の請
願(第三二六四号)

○所得稅法の臨時特例に關する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法の規定によ
る年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十六年度における給與の改訂
に伴う國家公務員共済組合法の規定
による年金の額の改定に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○糸価安定特別会計法案(内閣提出、
衆議院送付)

改めて、所得税負担を軽減せられたいとの趣旨であります。收入から経費を適正に差引くのは、極めて当然のこととありますので、その意味において採択いたし、陳情第二百五十四号は、退職金に対する課税を撤廃せらるいなどの趣旨であります。軽減の方向に持つて行くのが適当と思われますので、その趣旨で採択いたすことにして、陳情第二百五十六号は、ラジオ受信機に対する物品税を免除せられたいとの趣旨であり、これにつきましては、大衆用のものに対して、でき得る限り免税にするのが適当と思われますので、採択すべきものと決定いたしました。

なお、先に採択いたしました請願第三百六十四号の漁業権補償金に対する課税免除の請願につきましては、第回国会より継続審議になつております。この点についても、予算委員会の第一点は、この税制改革案は、申すまでもなく二十六年度補正予算の裏付けとなつておるものであります。従つて二十六年度補正予算との関連特に補正予算の歳出との関連においても考へられなければならぬと思うのであります。で私たちとしては、補正予算の歳出において賛成したい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支出来が先般原案通り可決せられましたことにより、その必要がなくなりましたので、保留にいたすことといたします。

右御報告申上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今報告ありました請願及び陳情につきましては、小委員長の報告通り決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないようでありますからさよう決定いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に所得税法の臨時特例に関する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の二案を議題といたします。本案につきましては、

は、すでに昨日委員会におきまして質疑を終了しておりますので、これより討論に入ります。

先ず所得税法の臨時特例に関する法律案を議題に供します。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

○木村禎八郎君 私は本法律案に反対するものであります。

理由の第一点は、この税制改革案は、申すまでもなく二十六年度補正予算の裏付けとなつておるものであります。従つて二十六年度補正予算との関連特に補正予算の歳出との関連においても考へられなければならぬと思うのであります。で私たちとしては、補正予算の歳出において賛成したい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

出に税収を使用しておりますし、我々は、補正予算の歳出において賛成しがたい多くの点があるのです。物価補正をなんらしないで、警察予備隊の支出の増加等新たな非生産的な支

或いは四〇%にも引上げなければ権衡とは言えない程度」だとこういうことをつきり言つておるのであります。(異議なし)と呼ぶ者あり。一番の専門の税制課長がこう言われている。こんなに今の一五%を三割乃至四割に引上げなければ、勤労所得税とそれからそれを基礎にした地方の住民税を合した勤労者の負担といふのは、申告納税者との間に権衡はとれないのです。これほど不均衡になつてゐる。この点について、この税制改革は何ら触れていない。むしろこれは不合理化です。不合理化を認めている。これに対しても私は何回も主税局長、大蔵大臣にいろいろこの不均衡を直すについて要求しましたけれども、具体的に答弁されません。申告納税者の捕捉をきつくすることによって権衡をとるんだという答弁ですが、但し申告所得者の捕捉は実際問題として困難で、現に今度の税収においても申告納税者の稅收のものは著しく当初よりも減つておるのでありますから、それはただ政府の言うのは言いわけだけに過ぎない。こんな不均衡を拡大されているのを何ら手を触れないで、そうしてこれを均衡を図つたと言う、或いは稅を合理化したと言うが、一つも合理化していない。むしろ不合理化を拡大している。又実質的に勤労者の負担が軽減されていない。

されましたが、あの数字は運賃の値上がりにおいて税負担を見込んでおりませんし、地方税の増加も見込んでおりませんし、これは極めて杜撰なものである。更に又名目的な国民所得の増加等の睨み合いで、税負担の軽減を考えなければならん、軽減されたかどうかを見なければならん。即ち前の一万円と物価が二割上ったときの一萬二千円との税負担の負担率を比べなければならぬのに、政府は依然として一万円と一万円の税負担との負担率を比べている。こんなような形式的なことによつて、税負担が軽減したということを言つてゐるのですが、これは欺瞞であります。私は時間がございませんので、まだ政府の今度の税制改革についての非常な欠陥については指摘することができますが、時間がございませんので、以上の大体三点を挙げましてこの税制改革案のうち特に所得税の臨時的税制改革に対して反対するものであります。

対して十分な供給を與えてくれない。例えば欲しい数の子を見ましても、最近、去年の値段に比較すると約五割以上高い。勤労階級が唯一のお正月の楽しみとして待っている、その数の子すらも暴騰いたしております。一々この例を申上げても限りがありませんが、今度の減税はガス、電気その他の料金の値上げと見合うものである、こういうまあ説明になつておりますけれども、併しその他の物資の値上りといふものは、決して減税と相殺されているものでなくして、勤労大衆の生活はます／＼苦しくなつてゐるということは、これは見逃しがたい事実なのであります。

第二の点は、これはもうしば／＼言われているようだに、今までの税制は大体終戦後まるで財閥も一廻り倒れた。そして平均に国民に対し税金がかけられた、そしてその結果法人だけが非常に金を儲け、そうして一般民衆は依然として生活が苦しいし、減税されたところで決して生活の向上を見ておらない。而も俗に消費税或いは直接税という比較をとつてみましても、この勤労所得税といふものを、これを仮に消費税の側の勤労者の負担に加えますといふと、六・七割が先ず税収入の負担が勤労階級にかかるつて来る。日本の再建というものは明らかに勤労階級の努力と犠牲によつて行われておるのであります。こうしたことが即ち先ほど木村委員の泉課長の言葉を引かれた資料に、又鈴木教授の基礎控除に関する意見を見て聞いて参りますれば、少くともこ

の基礎控除は八万円に上げる必要はない。ところがここに五万円ということがあります。そこから引繼がれて来たものでありますので、この際に根本的に改革しなければならんと思います。従いまして私たちはこういう観点に立ちまして、根本的な税制改革を一日も早く実現すべきであるという主張を持つておるものであります。

明を開きましても、減税の方向をとつて税制改革をいたしたいと言つておりますが、仮に政府が若しこれを引延ばすようなことがあつたならば、我々は独自の見解に立ちまして、税制改革の議院立法として提案する用意のあることを言明し、且つその態度を保留いたしまして本案に賛成いたしたいと思うのであります。

併しながら本案の不満な点だけを特に強調いたしまして、この点だけでも速かに是正するようにしてもらわなければならんと思うのであります。が、第一の不公平な負担につきまして、源泉徴収を受ける給與所得者の担税は殆んど捕捉率が一〇〇%近くまで捕捉されておるにもかかわらず、その他の税は必ずしもそうは参つておらないのであります。その間には多くの開きがあるといふことは、当委員会における政府当局の説明によつても明かであるわけであります。従いましてその捕捉率一〇〇%に近く達しておるところの源泉徴収を受ける給與所得につきましては、もつと減税の処置を講すべきが至当だと思うのであります。基礎控除の引上げ、並びに扶養親族に対するところの控除の引上げ等につきまして、もつと大巾にされるべきであろうと思ひます。

次に退職所得につきましては、退職の理由如何によつて大きな違いがあると思います。二、三年会社等に勤めておりまして、重役の退職所得として数百万円受けるような退職所得は別として、三十年以上も勤めまして、そしてその退職所得が唯一の老後の生活の基礎となるような退職所得に対する

課税が、政府の原案によりましてもまだ／＼苛酷であろうと思うのであります。特に退職所得を受けるものの中には、結核によつて、結核その他の病気によつて退職する人もあるわけであります。この人たちはすべてその退職所得によつて病氣の療養までして行かなければならぬのであります。從いまして、こういう人たちに対するところの免税処置等についても適當なる処置を講じなければならないと思うのであります。

おきましたて、資本蓄積をするどころか資本を消費しているということについては見逃すわけには行かないと思うのであります。こういう面についてはまだ／＼租税力があるということを言って過言ではないと思います。**相当租税力のある分に対してもつと課税をして、高率なる課税を行なつて、そして租税力の乏しい面に対するところの軽減処置を講すべきが正しい行政のあり方でなければならぬと思ふのであります**が、社会に一部の極めて貧沢に生活をすると人、不満を持つ多数の人があるということは、これは共産党に對して一番の温床をこれは提供するところになるわけでありまして、特務局を殖やしたり、或いは警察予備隊を殖やしたり、或いは総理大臣が議場におきまして共産党の議席を睨みつけ、老いの一徹から憤然と共産党に反駁するようなどでは、実は共産党対策にはならないのでありますて、不満のない、本当に公平に、すべての義務や或いは税金が負担されるような政治を行なつてこそ、この乏しいものは分ち合ひ、苦しいときにはお互にその苦しみを分ち合うというような社会を実現してこそ、本当の共産党対策になると思うのであります。そういう点から言つて、今の税金が零細なものには余りにも苛酷に過ぎ、又租税力のある面におきまして相當見逃されてゐる。特に捕縛率の面において見逃されている。私たちがここでどうしても一言申上げなければならぬのは、今堺町の東京株式取引所におきまして、連日二百五十五万株の株の売買が行なわれてゐるのであります。これには譲渡所得税が課せられる、ことになつてゐるのでありますが、実

際に調べてみましても、我々が素人間にこれを換算いたしましても、到底これだけくらいい譲渡所得税ではあり得ないと思われるくらいな譲渡所得税よりも上つておらないのであります。これに対しましては、国民の疑惑が相当多くなところを逃がしておいて、そうして一〇〇%に近い捕捉率を挙げているところの給與所得に対する課税が、まだ苛酷に過ぎるということは、どうしても善政とは言い得ないと思ひます。従いましてこういう一〇〇%近い捕捉率を挙げているところの給與所得に対する減税をもつとやつて、そうして……そうすると勢いどこかで税の元を求めるなければならん。その税の減税を求めるのは、あくまでもこうした捕捉率の悪い面に向つて正しい法律の運用がなされることによつてはじめて公平なる分担が実現できると思います。

して少しでも負担の軽減を行い、速かに根本的な、私が只今申上げましたように綱点に立つての税制改革を行われることを強く要望し、若しも政府がこれを遂巡するならば、我々は議員提出立法として速かに国会に提出して、そろして議院の審議を煩わすという態度を保留いたしまして、

〔理事大矢半次郎君退席、委員長着席〕

ここに賛成する意見といたします。

○小林政夫君　私は本案に賛成をいたしました。申述べたいと思います。

政府は公約にとらわれたといいますか、減税であるということを非常に強調されるわけであります。賠償要求国等に対する反影をも考えて、この点については慎重な検討が必要である。特に今回の税法上の減税は物価の上昇に伴うものであつて、いわゆる因的ないし物価の上昇を税法上の減税によつて吸収する、それも完全に吸収じ切つておらない。いわゆる物価の上昇に対する税制の追隨であつて、そういうた意味における税の調整に過ぎないのであります。決して減税でないということを、十分実質的において減税でないといいう点を、特に関係方面に対する反響等から考えて強調……強調といふことはありませんが、明かにする必要があるのではないか。徒に公約に忠実、公約を履行するということを宣伝するため減税々々と言われることが、却つてそうした結構要求國等に対して悪の広い意味における調整であるというふうに宣伝を変えて頂きたいといふ

うに希望するものであります。次に第二点といたしまして、先ほどお述べた如きの討論にもありましたように、給與所得者と申告納税者等に比べて実質上差異が生じる點問題として税が過重であるという点を私も考える所以であります。政府は課税を正確にする、捕捉を正確にしてその不均衡を是正するという方針のようになりますが、実際の捕捉の実況から考え、実情から考えて依然として、政府の意のあるところは諒といたしますけれども、実行がなかなか伴わないといふ点から考えて、給與所得者に対する勤労控除の引上げについては考慮されるべきであると私も主張するものであります。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それはこれより討論に入ります。

御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願います。

別に御発言もないようであります。が、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない認めます。

それはこれより採決を行います。

昭和二十六年度における給與の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案の一案を原案通り可決することに賛成のかたの御手を願います。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから多數意見者の御署名をお願いいたします。

多數意見者署名

岡崎 貞一	黒田 英雄
小宮山常吉	小林 政夫
山村 文吉	伊藤 保平
大矢半次郎	松永 義雄
清澤 俊英	森 八三一
山本 米治	菊田 七平
薦田 七平	木村禪八郎
山本 米治	伊藤 保平
森 八三一	黒田 英雄
大矢半次郎	岡崎 貞一

○委員長(平沼彌太郎君) 次に、物品税法の一部を改正する法律案を議題と

して質疑を行います。

○木村禪八郎君 この改訂が実質的にありますから質疑は

どういう意味を持つておるかよくわからぬか。

うではかけるといふのですね。国内で

は、国内価格というものは物品税を除いたものが国内のマーケット・プライスである、こういうふうな規定だといふことなんですが、そぞらしいですね。

そういうことをやつて実際の効果ですね。結局マーケット・プライスというと、物品税は消費者が負担するといふことになれば、実際にはマーケット・プライスは、物品税がかかるものが国内における価格ということになるのです。そういうことを法律できめて、

それで物品税はこれだけ、それから値段はこれだけと、こういうふうに表示して、実際アメリカあたりで関税をかけるときに物品税を除いてかかるかどうか。実際の効力があるならないと思うのですが、それだけの効果はあるものなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話のよう、大体向うの内意を聞いてもらいまして、話はついております。それからほかの国におきましてはアメリカの

ような関税法の建て方をとつておる国はどちらかと申しますと比較的少いの

であります。実際問題といたしまして、輸出国の市場価格を課税標準とする

いうものはアメリカ以外には目ぼしい

ものはないであります。現在まで余り問題になつた例はございません。

○木村禪八郎君 他の国ではどういうふうに……。

○政府委員(平田敬一郎君) 他の国では無論輸入の際の国内における価格で……。

○木村禪八郎君 国内における価格……。

でも消費者が負担すべき税であり、価格の中にも物品税というものが本来の

あります。而しまして今度改正いたしました

ように、物品税というものは、飽くまでも

が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。それからございまして、それがくつつのが一般であります。

いて取引されるのであります。従いまして本来の市場価格の中から物品税をとときにこつちの物品税を加算して向うではかけるといふのですね。国内で

で、アメリカあたりでは、関税をかけば、今度の関税法の解説上、物品税をとときにこつちの物品税を加算して向うではかけるといふのですね。国内で

ことと法律ではつきりいたしますが、大体この法案が実行になりますれば、アメリカにおきまして今申上げましたような解釈が確定する、こういうふうに了解いたしておる次第であります。

が、大体この法案が実行になりますれば、アメリカにおきまして今申上げましたような解釈が確定する、こういうふうに了解いたしておる次第であります。

それではこれより討論に入ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

私は提案されておりました。

この法案には原案通り賛成をいたすのであります。ただ物品税全体を通じましてこの委員会でしば／＼各委員から質問もあり当局からもそれ／＼御答弁があつたのでありますが、物品税の内容におきましては勿論当然我々首肯し得るものもありますが、中には大衆課税というような形においてこれを軽減すべき必要のあるものも多分にあります。それでも請願陳情等につきましては、慎重に審査をいたしました。それから政府に意見を具申いたしておるのあります。それから多數意見者の御署名を願います。

○政府委員(平田敬一郎君) お話をよくおきましてはアメカの

よう、大体向うの内意を聞いてもらいまして、話はついております。それからほかの国におきましてはアメカの

ような関税法の建て方をとつておる国はどちらかと申しますと比較的少いの

であります。実際問題といたしまして、輸出国の市場価格を課税標準とする

いうものはアメカ以外には目ぼしい

ものはないであります。現在まで余り問題になつた例はございません。

○木村禪八郎君 他の国ではどういう

ふうに……。

○政府委員(平田敬一郎君) 他の国では無論輸入の際の国内における価格で……。

○木村禪八郎君 国内における価格……。

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。而しまして今度改正いたしました

ように、物品税というものは、飽くま

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。それからございまして、それがくつつのが一般であります。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは御発言もないようでありますから質疑は盡きたものと認めて御異議ありません

か。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致に

より原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと存します。それから多數意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

清澤 俊英	森 八三一
菊田 七平	山本 米治
木村禪八郎	伊藤 保平
大矢半次郎	松永 義雄
田村 文吉	小宮山常吉
黒田 英雄	岡崎 貞一

○委員長(平沼彌太郎君) お話をよくおきましてはアメカの

よう、大体向うの内意を聞いてもらいまして、話はついております。それからほかの国におきましてはアメカの

ような関税法の建て方をとつておる国はどちらかと申しますと比較的少いの

であります。実際問題といたしまして、輸出国の市場価格を課税標準とする

いうものはアメカ以外には目ぼしい

ものはないであります。現在まで余り問題になつた例はございません。

○木村禪八郎君 他の国ではどういう

ふうに……。

○政府委員(平田敬一郎君) 他の国では無論輸入の際の国内における価格で……。

○木村禪八郎君 国内における価格……。

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。而しまして今度改正いたしました

ように、物品税というものは、飽くま

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。それからございまして、それがくつつのが一般であります。

物品税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御意見を述べたいと思います。

それではこれより採決を行います。

○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致に

より原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例により委員長に御一任願いたいと存します。それから多數意見者の御署名を願います。

〔賛成者署名〕

森 八三一	清澤 俊英
菊田 七平	山本 米治
木村禪八郎	伊藤 保平
大矢半次郎	松永 義雄
田村 文吉	小宮山常吉
黒田 英雄	岡崎 貞一

○委員長(平沼彌太郎君) お話をよくおきましてはアメカの

よう、大体向うの内意を聞いてもらいまして、話はついております。それからほかの国におきましてはアメカの

ような関税法の建て方をとつておる国はどちらかと申しますと比較的少いの

であります。実際問題といたしまして、輸出国の市場価格を課税標準とする

いうものはアメカ以外には目ぼしい

ものはないであります。現在まで余り問題になつた例はございません。

○木村禪八郎君 他の国ではどういう

ふうに……。

○政府委員(平田敬一郎君) 他の国では無論輸入の際の国内における価格で……。

○木村禪八郎君 国内における価格……。

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。而しまして今度改正いたしました

ように、物品税というものは、飽くま

でも消費者が負担すべき税であり、価

格の中にも物品税というものが本来の

あります。それからございまして、それがくつつのが一般であります。

日、輸出振興の観点からも特に強く考
えて行かなければならん立場にあると
思いますが、そういうような観点から
いたしまして第一に見通しについて一
つお伺いをいたしたいと思います。
○政府委員(青柳確郎君) 生糸の今後
の消費の見通しはどうかというよろな
御質問のようになりますのであります
が、大体国内と国外に分けて申します
と、とにかく戦争中全く国外におき
ましては生糸の供給が杜絶しておつた
というような関係からいたしまして海
外の輸出も終戦後におきましては、なか
なかはかばかしくなかつたのでござい
ます。従いまして国内におきまする生
糸の需給の面から見ますると、
非常にアンバランスの状態でございま
して、最悪の事態におきましては一ヵ
年間分の生産数量が殆んど国内で消費
しておつたというような事態さえも起
きたのでござります。併しその後海外
におきまする消費が回復して参りまし
て、海外におきまする輸出の件数を見
ますると逐年増加して参つておるのでご
ざいます。最近幾分生糸の海外に対
する輸出というものは、昨年から見ま
すると今年は幾分減退しておるのでご
ざいますが、海外の需要者の大体の
意向といったましては、昨年及び今年
度の海外の紡業者の国際編業会議とい
うものがありまして、その面におきま
する海外の需要者としての生糸に対す
る要望いたしましては、とにかく規
格の安定を図つてもらいたい。そうちう
れば消費は我々としてはでき得るのだ
ということを言つておるのであります。
す。而も最近におきまする海外の情勢
を見まするという、何と申しまして
も織維類におきましては、生糸が一番

よろしい特質を相当持っているという
面から見まして、海外の経済復興がで
きまするに連れまして、絹製品に対し
まする要望は、高級品高級品と現在行
つてゐるような形をとつておるのでござ
ります。従いまして若し購買力が順
次増加するにいたしますれば、衣服の
いろ／＼の面に利用して参るといふこ
とが想像されるのでございまして、我
の考えといたしましては、現在計画
しておるものは今後五年後におきまし
て約現在の生糸の生産数量の倍額、現
在十五万俵ばかりの生産をやつており
ますが、その倍額約三十万俵程度の
ものを作つて海外及び国内に出した
い、こういう計画を作つておるわけで
あります。而も海外に対てはそのう
ちの半分約十五万俵くらいのものを海
外に輸出したいという計画を立ててい
まするが、海外の人たちのお話により
ますれば、大体価格の安定さえできる
ならば、その程度の消費は何ら不安は
ないというようなことを申しておる次
第でございます。中には二十万俵程度
ぐらい使えるというように海外は言つ
ておるのです。

の部面の織物に採算が合うというような状態でございまして、相当消費は強い形になつてゐるのでございます。これらの方を考えますれば内外とも、この法案の通過によりますれば相当消費が伸びるのではないかと、こう思つておられる方を参考までに内々お聞かせいたします。

○森八三一君　只今の局長のお話で、農林生産物としても非常に重要な地位を占めて参つてると申しますか、蚕糸業が平和の回復に伴いまして、全国非常に明るい見通しであるということは、日本の置かれてゐる經濟現状からいたしまして非常に好ましいことであつて、ます／＼その実績を確保するごとに努力をして行かなければならんと存ずるのであります。そのため海外の要請も、価格の安定がなければ、流通過程において取扱うことが非常に困難である。ために価格の安定を要望せられて参つておるので、ここに綿糸価格の安定策を考え、これを提案をいたしましておるというような御説明であつたのでありまするが、思ひまするのに、糸価が幾ら安定をいたしましても、その糸を産みまする繭の生産が順調に進まなければ、糸価の安定といふことだけでは、輸出貿易を振興して参りまする基礎を培うわけには行かない、と思います。繭の増産が確保せられ、期せられて、その上に立つ海外取引市場における糸価の安定ということがありまする法律は、綿糸価格安定法といふものを基礎にして、糸価安定特別会計ということでございます。生糸の価格の安定については直接的に操作を

しよう、繭については、それを通じて間接的な確保をいたそうと存じられておりますが、私は今申しますような観点からいたしまして、繭か卵かの議論になるかとも思いますが、おのずからそのときの経済事情に即応しまして、加工製糸の費用というのも、或いは絹糸の販売経費というのも、大体は想定がつこうと思ひますので、繭の生産が基調になるということを土台にして、操作が考えられて行くべきではないかと存じますのでありますし、そういう観点から申しますすれば、むしろ特別会計は、繭の価格を安定させることという基礎問題を解決しなければいかんのぢやないか。その問題が解決いたしまして、その上に想定される製糸費用なり、販賣費用というものが積重ねられ、それで海外の要求せられるいわゆる安定糸価格ということが産出されるということであつて、初めて首尾一貫した目的が達成せられると思うのでありまするが、その末のはうの糸価の安定だけを考え、基礎をなす繭の価格について直接的に考えておらんということについては非常に遺憾に思いまするのでありまするが、どうお考えになりまするのか。更に申上げましたように、間接的にやることによつて十分効果を上げ得るという御確信がありまするかどうか、その点を一つお伺いいたしたいと思います。

出の増進と、国内蚕糸業の經營の安定、この両目的を果すうという意味合いで繭価格の安定法案を出しておるわけでございます。従いましてその場合におきまして生糸の売買操作によつて価格の安定をして参りたい、こう考えておるのであります。それで安定の方法としてなぜ生糸の売買操作によつて安定するか。こう申しますと、現在の状態におきましては、生糸を安定しなければ繭の価格は安定はでき得ないのでございます。繭の価格が安定いたしましても生糸の価格が安定しなければ、繭の価格が安定できないという面があるのでございます。而も金額は限定されまして、この金額の範囲内でも最も経済的に繭の価格も安定し、生糸の価格も安定させようというならば、やはり現在のところ、生糸の売買操作によつてやるのが一番効果的ではないか、こう考えた次第でございます。御承知のように繭は農産物でございまして、殊に春繭の出廻り時期になりますと、年生産額の半分が六月、七月の短期間に出て参つて来るのですござります。而もその繭は生繭で大部分取引されるという現状でございまして、出廻りますれば、少くも十七、八日間において、これの売買を決了して完成しませんというと、なかなか困難だという厄介な商品でございます。

の面から見ますれば繭よりは非常に安全性がある。現在でもとにかく生糸な
ら七ヵ年間保管いたしましても、品質にはそれほど影響のないという実績さ
れも持つておるような次第でございま
するので、而も生糸でありますれば、
言い換えれば十二分の一ずつだけ月々
に横浜、神戸に出荷して参るというよ
うな面から見まして、生糸の価格の安
定さえすれば、繭の価格は十分安定で
きるのじやないか、こう私たちは考え
ておるわけであります。過去におきま
して、この生糸は何回にも亘りまして
民間なり或いは政府なりが価格の安定
をしたいという考え方からしましていろ
いろやりましたものの、結局生糸の売
買によつてやる方法が最も有効である
といふ結論に基きまして今のような生糸の
売買操作によつてやつて参りたい、こ
う考えておる次第でござります。一方
又それなら売買操作によつてやります
れば、その維持しようという価格はど
ういう価格であるかという面があろう
かと思いますが、これは第三條に書い
てございますが、我々の原糸は糸価並
びに繭の生産費及び生糸の加工販売
費、つまりコストでございます。これ
ら或いは又主要織維の価格、物価その
他経済事情を斟酌して定めるというこ
とになりますが、先ほど參議院の本会
議を通りました修正意見では、生糸並
びに生糸のコストを基準にして、こ
れらの経済事情を斟酌してきめたらど
うかというふうなお考えでございまし
て、我々としたしましては勿論この趣

旨に基いてやつて参りたい、こう考えております。従つて生糸の価格は安定し、これらの観点から最高価格、最低価格ができまするならば、養蚕の面におきましても、安心して或る程度生産に従事できるのではないかと考えるのでござります。而も政府といたしましては、更に第十條に、若し暴落いたしますてなお製糸家の買叩きを受けると、いうような場合におきましては、繭の価格のこの異常の低落を防止するため必要な処置を講ずるということさえも第十條に加えておるのでございまして、政府といたしましてこの案を出しまする現在の情勢から見ますれば、先ず第十條の発動というようなことはなくとも、生糸の売買操作によつて十分繭の価格も安定し、生糸の価格も安定し得らるるのではないか、こう考えておる次第でござります。

るから、両々相待つて蚕糸業全体の振興が策せられて行くのだという考え方ですが、私は前段も申上げましたように糸価が安定いたしましても、繭のものが増産されなければ、輸出振興だけではありますか、繭の価格を安定する極の狙いを達するわけには参らないわけでもあります。しかし、繭の価格を増強せられ、それから割出した糸価といふものがおのずから一定限界で確保せられ安定するという結果を招来することもこれは困難な問題でなく、ただ行き方が、裏道から行くか、裏道から行くかだけの相違でありますと、局長のお話は最終の糸が安定すれば、それから加工費、販賣費を引いたものが繭の値段になるから、そこで安定するのだとおっしゃる。私は生繭の値段を安定させて、そういうものの積み重ねて行つたものが糸価になるのだから、一番元である基礎の生産農家の立場を確保して行くことが、将来三十万俵にも伸ばして行く明るい見通しのあれる今日といたしましては、とるべき対策ではないか。これが増産を図りますても、販路の困難な見通しのものでありますれば、只今御説明になつたような方法も止むを得ないかと思いますが、非常に明るい、信頼にも生産をいたしましてなお需要には充たされないというような、将来性のある絹糸といたしますれば、その根本である繭の確保ということが先ず思考されなければならぬ。どつちから行つても結論は同じになるのぢやないか。その同じになるなれば、基礎を培う養蚕農家の犠牲が考えられるようなこの制度は如何と思うのでありますと、逆にすますいことと、おっしゃるような説

○政府委員(齊柳確郎君) 先ほどもお話をいたしましたように、爾の価値を安定するという方法といたしましては、いろいろあろうかと思います。爾の買入れとか、或いは又それを還元して保管いたします場合に、それに對して金融を與えるとか、或いは又金融を與えるだけでは困難だ、それに対しして或る程度の損失補償をしなきやならんというようないろいろの問題があると思うのであります。が、今お話になりましたように、爾の買入れといふよいうなことをお話しになりましたのです。が、なか／＼爾の買入れということになりますするというと、少くも現在の段階におきましては、予算的の面から見ましても、又実際の技術的な面から見ましても、幾分困難ではないかといふような気がいたすわけであります。その理由といつましても、先ほどもお話をいたしましたように、日本全国的に爾は出廻つて参るというようなことから考えますれば、少くも出廻つて参りまする数量のかなりの割合のものを買わなければ、爾の価格が安定せんといふことになるのではないか。従つて金額は、相当生糸の場合よりも嵩むといふ面が考えられる。又一面品質は非常に低下しやすい。少くも一ヵ年間爾を持ちますと、その品質の低下といふものが非常に大きいのでございます。實際の売買に当りましても、新爾と古爾との間の差額といふものは相当なのでござります。又これらを管理いたしまして更にお伺いいたしたいと思つましいます。

いろいろの面から考えてみると、十分我と申します。それで、現在でもなかなかそれらのことともやるということは困難ではないか、経済的に見まして……。その面から見ましても、生糸の売買操作によつて十分我と申します。我といたしましては、蘭価格までも安値でできやせんか、而も現在の情勢をお話申しますと、大体二十万俵くらいずつ消費して参つて、約一ヵ年間でありますと、大体過去二ヵ年ほどもお話を申上げます。而も十五万俵いたしまして、生糸がないというような状態でございまして、供給の面が常に毎年五万俵ばかりずつ、少くなつて参りまして、約一ヵ年間の先ほどもお話を申上げます。而も又一箇年間の工場の状態をお話申上げます。現状の工場設備は、相在であります。而も又一箇年間の工場の状態でござります。従いまして出回り時期においておきまする態様は、ところによっては違います。従いましておきまする蘭の数量から見ますと、三割乃至四割くらいな過剰な生糸数を現在擁しております。原料の購入に血眼になつておるというのが、十條の規定は、この法律が恒久的な法律であります。将来的な価格の中に含まれておる蘭の価格がアンバランスになる場合におきましては、政府といたしましては、ではできるだけのことをやつて、蘭の価格を維持して参らうというように考えておる次第でございます。

〇森八三一君　只今の御説明であります私の疑問を深くしたのであります
が、と申上げますのは、前段の御説明では、糸価を安定させなければそれ
で繭価といふものも安定して、多數の零細養蚕家は安心をして生産ができる
のだという御説明であつたのであります
が、只今は繭を買入れるような操作
をいたしますれば、損失補償をしなき
やならんような事態も発生するという
お話をあつたのであります。これは私
の申上げまする、糸価の安定といふこ
とだけでは、繭の価格は保障されない
ということを政府も確認をされたと理
解せざるを得ないのであります。そ
ういう心配がありますからこそ、基礎
をなしまする多数の生産農家を安定せ
しめて、繭が十分確保・増産のできる
というものも当然安定をして、養蚕農家は安
心してやるという状態であれば、繭を
操作いたしましてもそこに損失補償と
いうことが懸念される筋合はないはず
であります。ところが繭を操作する場
合には、損失補償を考えなきやならん
ということになりますと、やはり糸
価を安定しましても、繭といふものに
ついては安定をしていいことと
が裏書きされておるのであります。この
点はどうしても承服ができないのであ
りまして、飽くまでも私は基礎をなす
いうことから、操作上の困難性はある
うと思います。その操作上の困難があ
て行かにやならん。ただそこが非常に
多くの農家であつて、生の繭であると
るからといって、多数の養蚕農家にそ

の犠牲を強いるがごときことは嚴に慎むべきものであり、そういうことであつては、政府の企図されまする、将来三十万棟にまでも増産を確保して行こうとする基礎的な狙いというものは崩壊して行かざるを得ない。經濟的に引合わない蚕糞を無理に強制するわけにも参らないではないかといふ結論が生まれるのではないかという心配もありますて、ただそこでそういうようなことも考えられるので、法律の第十條におきまして、異常な低落があつた場合には、適當な措置を講ずるといふことに努力をするのだとおつしやるのじやないかと思いますが、ここで言います異常な低落とは一体何を指しておるのか、異常な低落……。糸価につきましては最高、最低をきめて、最低を下廻るという場合には買上げて、市場から生糸を吸収してしまう。それによつて需給の關係からいたしまして、当然政府の企図される標準手段に近寄つて来るであろうという具体的な施策が考えられておりますけれども、繭については別に最低価格もありませんし、何もありません。ただ法律十條の異常な低落をした場合に措置する、異常な低落とは、何を一体企図されておるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

度保障するというためには、補償なり何なりつけません」というと、金融機関が金融いたします場合に非常に困難でございまして、生糸の売買操作を全然やらない、糸価の安定政策を全然やらぬかということを申上げたわけでござらない場合のことを申上げたわけでございます。

それから今一つ最後にお尋ねになりますした異常な低落とはどうか、こういふお話をございますが、これは生糸が最低価格を割りました際のことと申上げておるわけでござります。従つてこの最低価格の中に含まれております、いわゆる繭の価格、その価格を割ります場合のことを申上げておるのでござります。

○松永義雄君 今ちよつと異常な暴落ということについてお話が出ましたから、その点一点お尋ねしておきたいと思います。生糸が異常な暴落ですか、繭が異常な暴落ですか、どちらにしても入れるとか或いは繭の補償をするとかいつたようなお考へのようですが、若しこれが繭の場合だとすればこれは極めて重大であります。昔信州におきまして糸が暴落した。繭が暴落した。繭が一貫目一円、或いは一円五十五銭といったような驚くべき安い値段を呈したときに、養蚕農家の老婆さんが、信州の川の橋の上から、川の中へ投込んで、そうしてはたのものから見ると、この老婆さんの頭は変になつたのじやないかという話があるのでござりますが、それが一体どういうふうに発展して行つたか、すぐ私は結論へ行きたいと思うのですが、信州の小諸、上田方面からモラトリアム運動が起き

て来た。借金支拂猶予の問題が起きた。埼玉県及び茨城県の愛鄉塾からも同様な運動が起きた。そうして二・二六、あるいは五・一五事件に発展して参つたことは、これは農村の経済史をお読みになればはつきりわかると思います。異常に低落という場合に、初めて発動するといふことは、これは同時に他の問題を惹起すかも知れんという歴史がすでに存在しているのであります。先ほど来委員から御質問があつて、繩は一体どうするかというお話をありましたが、この異常な暴落ということは極めて重大な文句なんです。一体そういうことを知つて、過去の歴史を知つてあんたは言われておるのかどうか、一つ農林大臣に御意見を伺つておきたいと思います。

合はおしゃれなほんのほかに、適当なる措置を講じておることができるという、極く万の例の外に対する規定でございます。従いまして本法におきましては、異常な暴漲のいうことはないという前提であります。併し衆議院、参議院両方面の關係委員のかたゞから、万一という場合における政府の措置ということとも思われるべきだということで、第十條が出てゐる次第でございます。この万一と、いうことが常に起るという印象では解釈が違う。その意味におきまして、我々は本法によつて糸価と同時に織価の安定ができるというふうに考えておる次第でございます。

るのでござります。この意味におきまして、私たちには糸価の安定という中に完全な糸価の安定がそこに織込まれておる、こう考えたのであります。而もこの糸価の算定に当りますては、從来は役所のほうだけできめておつたのを、関係生産業者並びに製糸業者、こ

ういう民間の審議委員が参画をしておられますので、その点は從前からすれば非常に改善をなされておる、かよう考えておる次第でござります。

○松永義雄君 問題は製糸家の利潤と養蚕農家の利潤の争いなんです。製糸家の利潤を認めれば、養蚕家の利潤が認められるか、生産費を償うことがで

きるか、こういう点が起るかと思うのです。そういうことが起らないとおつしやればそれまでですが、そういう点はどうですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 只今申上げましたように、これはその糸の生産費並びに製糸の加工費を基準として算定することになつておりますので、その点は明確に私は糸価安定の挺子入れができるおるものと考えておる次第でござります。

○松永義雄君 意見の相違ですか……。實際はどうなるか、将来又……。

○森八三君 今の大臣のお話でございますが、先刻局長のお話に、糸価の安定をいたしましたれば、それで糸価もおのづから第三條に基きまして計算をおなすが、生産費を保障されるという結果が生まれるのだ、だからこの法律と特別会計によつて双方の目的を達するのだ、こうおつしやつておるのであります、第二條によりまして、生糸につきましては、審議会が決定をい

たしますする最低價格を創るというよな経済事態が発生いたしました場合には、申込に応じてこれを引上げるといふことだ、具体的に製糸業者の立場存じます。ところが、糸については、必ずしもそういう措置が講ぜられておらん。それは十條によつて、異常に下がったときには適当な措置を講ずるといふことだけでございまして、養蚕農家の場合は、糸の価格が如何に安定いたしましてもそれは駄目なんで、要は糸の増産ということが基調になる。その上に糸価の安定ということが更に盛らるべきである。そこで三條によって合理的な理論的な一つの計算ができるといったまでは、その基礎を保障してやれば、上のほうは黙つても一定限度にとどまるのではないか。苦しそれ以上に暴騰するということであれば、糸の暴利取締の方法もありましようし、今度の制度によつて新らしく修正されました第十條でありますか、等に基礎を培わざして上のほうだけを考えておるということは矛盾しやしないかといふ点を申上げておるのであります。而も法律のほうでは、十條に、非常に抽象的ではあります、そういう規定は挿入されておりませんけれども、具体的な予算を伴う特別会計におきましては、何

いことは、何ら糸の問題には触れておらんとおもつておるのか、その点を解してよろしいのかどうか。その点を解してよろしいのかと、そういう場合における必要なる措置……、その前に異常なる暴落といふことが、糸価の算定に当りますては、生産費を基準とし、それ以下の場合には、糸の価格が保護されるといふことをお構想されておるのかといふことをお伺いをいたしたいのであります。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘になりました三條と二條との関係でござりますが、先ほど申上げましたように、糸価の安定を図る場合におけるその標準價格の算定に当りますては、生産費を基準としてやつておりますので、従つてこれは糸価の安定は同時に、糸価を委託加工して糸で持つておる場合には、保管が困難である、又売りに出すと安い値段で叩かれる、そういう場合においては、自分で製糸業者に糸を委託加工して糸で持つておる。そうして市場の安定の時期まで待つ、即ち養蚕者が自分で糸として持つておることは、過去におきましては御承知のように委託加工というようなことをやつたこともあります。それは確定しておるが、そのためには零細農家がそれだけ持ちこたえる資金がない。そういう場合における融資斡旋の措置を講ずるが、そのためには零細農家がそれとう存じます。それから又御指摘のようになります。それから第十一條における必要なる措置……、その前に異常なる暴落といふことが、糸価の算定に当りますては、生産費を基準とし、それ以下の場合には、異常な暴落であるかどうかといふことをお考えになつておるのか。私は

常な暴落、こういうふうに考えておる限り不可能であると思ひます。その他の方法でやるとなりますれば、金融の便を與えまして、その際廻分するこを、それを直ちに異常の暴落といふと申しますが、まだ糸と糸との均衡は保証が行われている。糸のほうについては、ただ異常な暴落というだけで、それはどうだというと、さつぱり見当がつかん。基礎である糸についてちつとも保護がされておらん。それは結局三十万俵まで増産をさせて行きたいと、いう国の期待、政府の計画といふものは実現をされるといふ結果にはならんのじやないかといふ心配が非常に持たれるという点を申上げておるのであります。そこで十條において異常な暴落といふのは、私の申上げます三條によつて、審議会が策定計算をいたしました当然生産者の受くべき正當な生産原価といふものが保障されないと、現象の発生した場合、こういうようく理解してよろしいのかどうか。その点を解してよろしいのかと、そういうふうに理解をしておるといつて差支えないと思ひます。

それから第十一條における必要なる措置……、その前に異常なる暴落といふことが、糸価の算定に当りますては、生産費を基準とし、それ以下の場合には、異常な暴落であるかどうかといふことをお考えになつておるのか。私はその場合には、特別会計におきまして、従いまして両者の関係は完全に関連しておるといつて差支えないと思ひます。それから第十一條における必要なる措置……、その前に異常なる暴落といふことが、糸価の算定に当りますては、生産費を基準とし、それ以下の場合には、異常な暴落であるかどうかといふことをお考えになつておるのか。私はその場合には、特別会計におきまして、従いまして両者の関係は完全に関連しておるといつて差支えないと思ひます。それから第十一條における必要なる措置……、その前に異常なる暴落といふことが、糸価の算定に当りますては、生産費を基準とし、それ以下の場合には、異常な暴落であるかどうかといふことをお考えになつておるのか。私は

こに置いておるという次第でございま
す。

○森八三一君 私の申上げておりまするのは、三條によつて、今日、本会議を通過いたしました修正の法案によりますれば、繭の生産費、それから糸の加工費、販売に要する経費を基礎としてそのときの他の関連織維の価格なり、或いは一般經濟事情を参考して標準糸価を決定する。その標準糸価を基礎にいたしまして最高最低の価格が案出決定される。それは審議会が恐らくその衝に当ると思うのでありまするが、そこでその最低価格を下廻ることによる現象の発生いたしました場合には、第二條によつて申込によつて買繭については、お詫のようにいろいろのケースがあるので、ここで具体的な製糸家については具体的にはつきり保護がここで明示されておる。ところが繭については、お詫のようにいろいろのケーションがございました。糸のほうは具体的には言えないのだ、異常に下つた場合に何らかの措置を講するというだけのことですございました。糸のほうは具体的に対策が示されておる。これは安心して生糸値というものが進められ、いいと思うのですが、標準値というものが基礎になつて……。そうしてここで、又あとで質問いたしますが、明確になつておりますんけれども、或る一定割合下つた所が最低価格で、それを割るという場合には、申込に応じて政府は買つてくれるというのでござりますかね、私の想像いたしまするところでは、標準糸価というものはお詫のございまして、加工費と販売費といふものと加えてやられたトータルが基礎になつて策定をされるわけでありますか、そのうちに、当然利潤といふものが入

つておると思ひますが、最低価格は或いは利潤を投げ出した、裸の価格の所

まで下つて来るという程度ではないか、その程度までは一応保障がされる。爾については具体的に何らの保障がないということはおかしいじやないか。むしろ爾を保障してやれば、それから審議会が考える正當な加工費というものが加えられて系属というものが安定をして行くという結果が生れて来るのでは、方法の取り方が逆になつてゐるのではないか。この方法では特に非常な暴落を来しまして、何らの保障がないことによつて養蚕農家は養蚕經營ができないか、或いは多大の出血を負担をしなければならんという犠牲だけが襲されておるということになるのではないか、そういう場合があれば十分條によつて金融の措置を講じてある過去においては多少の効果を挙げた事例もあるとおつしやるのでありますが、非常に暴落をするというような、価格が安定をしておりませんときにはなかなか現在の金融機関の力では、政府が政府資金を出しますれば別でありますが、ただ融資の斡旋という程度だけでは到底私は目標を達するわけには参りかねるのではないか、そこに申上げますように第三條で策定されました生産費といふものが一應基礎になつて、何らかの補償制度でもありますれば、金融機関も安心して金融の便を與えるでありましよけれども、然らざる限り私どもの過去の経験におきましても、なか／＼金融ということは實際むずかしいよう考へるのでありますから、その金融措置については、政府資金をお出しになるということころまで腹をおきめになつておるのか、ただ一般市

中銀行なり農林中央金庫なりに任せ
やつてくれという程度の斡旋でとどま

るのか、若し斡旋にとどまるといふ程度であるならば、これは實際問題としてなかなか金が出て来ない。こういふ結論になるのではないかと思ひます。くどいようでありまするが、申上げますと、三條の關係からいたしまして繭価格を安定させるということから政府の狙いといふものも達せられるし、それによつて養蚕農家は本当に安心してやれるという結果が生れるので、この表現の方法が逆にならなければいかんのではないかということ、二條によつて製糸家のほうは保障されておりましけれども、養蚕家のほうは抽象的な保障で、具体的な保障のないところに心配がある。こういう点を申上げまして更にお伺いいたすのであります。

措置のうち融資斡旋等を考えておるようだが、非常な異常な暴落の場合にお

かと思います。ただ操作上の難易がも
ることによって理論的に筋が崩れて来

るということはおかしいぢやないか。これはただ政府の便宜上のことであります。しかし、飽くまでも多数の養蚕農家による議論にもなりますので、その点は将来の問題として十分一つお考えを頂きたくう方向を確保されなければいけないといふ思想のであります。そこで、その思ひますのが、くどくなりますが、その次にお伺いいたしたいことは……。

○清澤俊英君　ちよつと関連して……。

○委員長(平沼彌太郎君)　質問中ですから……。

○清澤俊英君　ちよつと、森さんいいところで打ち切られてしまつたところが、大体この米価安定の予算が三十九億、それで考え方のは、繭を買入されるのは、局長がさつき言われる通り、大体それは五、六月で繭がきまつて、あとは大体八、九で、大体まあ時期が過ぎまつております。ところが米価は常に荒れておる、或いは暴騰し或いは暴落する。こういう場合三十億で、局長が農林委員会なんかで説明したところでは二万俵くらいの程度までの買入れを予想せられておる。そういうものを買つてしまつて、あと十三万俵残つておる。それが荒れて金は使つてしまふ。よう／＼繭の買入時期になつて、糸価を安定するためといふ問題が出て参りましたとき、実際予算もなければ何もなくて、申入れはしたがこれが買入れできない、こういうような問題が起きた場合にはどう御処置なさつて、いわゆる今森さんが言われておられる繭の値下りの心配をどうカバーせられるか。それを具体的に、大臣から一つ

返事してもらいたい……。

○政府委員(青柳確郎君) 過去の例を申しますと、前後数回に亘つてこの糸価の安定をやつておるのでござります。その数回の例を見まするといふと、最高で二ヶ月分買つたのが一番

最高でございます。最低では〇・三カ月分、年間生産量の〇・三カ月分買えれば目的を達したわけあります。それでその当時におきまする糸の需給の面を見ますと、御承知のように繭並びに生糸の生産は最高潮に達したのでございます。一方又人絹という新しい織維との競合によりまして、むしろ需要と供給との状態は、現在に比較いたしますと、反対のような状態になつておつたわけであります。

供給力に比較して非常に需要力が少くなつたというような状態であつたにもかかわらず、なおその程度の買入れをやりますればとにかく糸価が安定したというようなことでございました。ところが最近横浜、神戸に向つて出ておりまする糸の数量は、昨年は月々平均いたしましたと約一万俵でございました。それから今年はどうかといふと、一万一、二千俵程度になつております。こういうような数量であります以上、我々いたしましては三十億の金がありました。それから今まで、このような事態は一応防げるのではないか、普通の状態であるならば一応防げるのはないか、こう考えておるのでござります。

○森八三一君そこで繼續して一つお伺いいたしたいのですが、この特別会計によりますると、一応最低で売り渡しの申込に応じて購入をする、それから最高で売り渡す、こうな

つておりますので、まあ常識論といつてしましては当然そこに何がしかの糸価があります。それが故にこの特別会計に

おきましても、糸価は一般会計へ繰入されるというようなことも述べられるのであります。この一般会計に

繰入されます財源というものは、まあ見方によりましては、製糸家の当然受けるべきかりし利益が積立てられていると

いうことも言えましょう。又見方によれば、養蚕家の負担、犠牲において蓄積するといふようにも言えると思いま

す。まあしれにいたしましても、蚕糸関係のかたの負担において積立てられた剩余であるというよりは理解せら

れると思うのですが、この一般会計に組入れられましたものの用途につきましては、少くとも農林大臣として一般的な国費になりますが、この一般

会計に組入れられましたもの使途につきましては、少くとも農林大臣としては、一般蚕糸業の進展のためにこれ

は特別の枠として使われるものである

というお考えをお持ちになつておると拜察はいたしておりますが、これが若し一般の国費になりまして、一般的な

歳出に計上せられるということでありました。それから今年はどうかといふと、一万一、二千俵程度になつております。こういうような数量であります以上、我々いたしましては三十億の金

がありますれば、今お話になりましたと、一応防げるのではないか、普通の状態であるならば一応防げるのはないか、こう考えておるのでござります。

○森八三一君そこで繼續して一つお伺いいたしたいのですが、この特別会計によりますると、一応最低で売り渡しの申込に応じて購入をする、それから最高で売り渡す、こうな

したお考えがあれば、お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の収益の上の場合におけるその用途と申しますか、普通の特別会計はすべてその剩余金は一般会計に繰入れられ、一般的な歳出になるのであります

けれども、実際には、森林特別会計においては、森林特別会計における利益は、やはり我々が予算折衝の場合、それが一つの財源として森林行政に使う、又今回のこののような場合においては、養蚕の振興、合理化、こういう方面に使うべく我々は主張するの

であります。が、御趣旨の線に沿うてこれが費用に當てたいと存じます。但し

一般的な歳出である限りにおいて、その剩余金が一般会計に繰入れられる

と、いう前提になつておりますので、運用

の面は十分に御趣旨に副つて実現したいと思つております。

○森八三一君 趣旨がそういうふうに理解されるといったまれば、この特別会計におきまして端的にそういうふうな表現をするということのほうがむしろ近道でありますと、一般会計に組入れて一般歳出予算にこれを計上する

いではなくて、この特別会計で直接に組入れましたその結論の始末について、私は申上げるようにお考えになつてい

ますと、この建前から申しまして、非常に遺憾なことのように思つておるがどうか、若しそうであるとすれば、大臣はこの一般会計に組入れられました

ます。これが若し一般歳出に計上せられるといふと、この建前から申しまして、非常に遺憾なことのように思つておるがどうかといふ

ことは、大臣はこの一般会計に組入れられましたその結論の始末について、私は申上げるようにお考えになつてい

うような是非とも新しい構想に立つた体制を企図されるよう希望をここに申上げて置きたいと思います。

それからこれは細かな技術的な問題になりますが、おしなべて糸価格のうちに含まれている糸価格といふものは、八〇名ばかりといふことを承ねつておられます。私の見ておりますところが間違いますし、私の経験した実例でもそういふように理解をいたしておるのであります。最近の取引実情から考えますと、六〇%から六二・三%程度より計算をされないと、うように、糸価段といふものが漸次低下して来ておる

といふように見受けるのであります。私が見ておりますところが間違つておりますれば、お教えを頂きたい

と思つますし、最近における実績がどういうことだからということで、第三條における価格の策定といふものが、私の見ておりますところが間違つておりますれば、お教えを頂きたい

情勢によつて変動があることではございませんが、おしなべて糸価格のうちに含まれている糸価格といふものは、八〇名ばかりといふことを承ねつておられます。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

取引が可能であるということを述べられております。ところがその後英國でありますか、万国の大綱糸に関する国際会議が持たれましたが、その際には

おける権威者が来られまして、アメリカの当時における市場から考えますと、二十三、四万円程度であれば十分

大体十八万円程度というようなことが一応の申合せになつた。ところが最近になりまして非常に安い価格でなれば取引は困難であるというようなニュースを送つて来ておるよう聞いておるのであります。そういうような事実がござりますのかどうか、若しそういうことであるといいたしますれば、国内における現在の生産状況からいたしまして、その言われておる価格というものが一応の標準値になつて、それから申上げますように六〇%とか六二%とかいうような、現在行われる実情というものが決定されることにて繭価格というものが勘定せられておりますれば、これはもう養蚕をやるなどという致命的な結果になるのはないかと思うのですが、そういうようなことがあるのかないのか、更にそういうような結果が生れて参りましたゆえんは、災害補償の関係等においていろいろ計算をされておる基金金額が非常に低いところで考え方であります。そういうようなことから出発をしておるということでもあるらしく聞きます。のと、なお更に今回の三十億円といふ特別会計の基礎をなしております予算総額、それが御説明のございましたように三カ月程度の活用廻り糸を抑えることによつて大体糸価の安定は期せられるであらう、三カ月程度であり、又数量が御説明になりましたように二万俵程度のものであるといたしますと、算術計算から参りますと、これでは又十五万円前後になるという計算もあらわれます。日本政府は大体十五万円見持たれる。日本政府は大体十五万円見当であれば、というように考えておるのはないか、更に災害補償の関係におきましても、これは掛金の関係もこ

経済情勢によつて違つたのが普通ではなかつては、むしろこれはそのときのやうな意見もあつたそつとござります。従いまして新聞でも御承知のように、イタリアはこれには参加はしないといふことになつております。而もあのことは新聞紙上では勧告となつておりますが、むしろ希望意見だといふくらいに考えていい、こう考えておるのであります。従いまして我々といひたしましては、今後の価格の問題につきましては、大臣もお話になりましたように、審議会にかけまして十分慎重審議してきめようというつもりでありますので、勿論希望意見としては考え方されるという程度でございまして、あれに決定的に左右されるというよろんな点にはなつておらんと思います。

○森ハ三君 今私の申上げましたのは、審議会でいろいろ御相談願うことには有難いことでございますが、その審議会の決定というものが一方的には通用せん情勢におかれのではないかと思ひます。これは相手方のあることでありますので、これを申上げておるのであります。そこで最近におけるアメリカの需要家と申しますか、取引商社の意向として、非常に安い価格というものが示されておるや聞いております。それがこの特別会計に出ておる三十億というもので二万俵ということから算術計算をすると、十五万円になるということが一つの材料になつて來たり、災害補償の関係において策定せられておる金額が、これは掛金の関係もあるのでそういう措置が講ぜられておることではありまするが、そういうも

の等が基礎になつて日本ではこのくら
いならば政府も了解しておるのだ、い
いはずだ、こういつたようなことから
生れて来ておるというふうに聞いてお
りますが、そういうようなことが事実
でないのかどうか、若し事実だとすれ
ばこれは由々しき問題でありまして、
その是正を求めなければならんはずで
あり、若しそういうことで決定をされ
るといいたしますれば、現在の一俵当り
の加工費或いは販売費等を引きまして
考えた場合に、養蚕農家は到底やり切
れない繭の価格を付けられてしまうと
いう結果になるのじやないかといふ
心配が持たれますので、そのことをお
伺いをいたしております。すなはち
○政府委員(青柳憲郎君) 我々が現在ま
でに聞いておりますることは、ロンドン
会議の今ほど申しました決議だけに
しか聞いておりませんので、その後に
おきまする向うの動きといふようなこ
と、今森委員からお話をなりましたと
うなことは全く我々としては今が初耳
でござります。全然聞いておりませ
ん。

いという心配がある上に加えまして、製糸業者が自由商品であるべき繭の取引につきましていろいろ／＼な協定をいたしまして、区域外と申しますか、他府県と申しますか、という所へ買付に出るがごときことはこれを禁止をするというような協定はあるやう聞くのでありますするが、そういう協定は一体事業者団体法との関係等におきましてどういうことになつておるのか。事業者どういうことはないと考えていらっしゃいますのか、私どもの聞いておるところではそういう協定が行われておるということになりますが、協定は適法な協定であるのかないのか。若しないということでありますれば結構でありますのが、若しそうであったとするならば、こういうような事実が恐らく政府の耳にも入つておると私は想像しておりますが、若しそうであると私は耳に挿んでおるようですが、私どもが耳に挿んでおるような面に対してもう一歩うな取締をされますか。これは重要な問題でありますので一つ大臣から御答弁を拜承したいと思います。

らも一遍も変つた説明を開いております。せんので答へようもないといつたような状況であり、先日も食糧長官にお伺いしますと確たるお話は承われなかつた。十五%は生産確保上必要であるということで加えたと、パリティ指數が変つたのはこれは当り前のことです。割五分に変更を加えるべき性格はちらもおつしやつたようによつて過去の我々の体験等を基礎に考えます場合には、結局製糸家の立場といふものが基礎になつて、逆に糸の値段といふものが合理化されて説明を與えられるに過ぎないといふ結果になる虞れが多分にあります。そこで審議会の働きといふものが私は非常な重要な使命を持つて来ると思ひますので、審議会の運営、構成等につきましてこういう心配はないよう持つて行くんだというお考案であります。お伺いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のようにこの審議会の委員の構成は最も大事なこととござりまするので、公正適正なる結論ができるような構成メンバーにいたしたいと思つております。但し現在のところは法律もまだ通つたばかりでござりますので、具体的な人選の方途について触れておりません。御趣旨に副いまして公正なる運営ができるような人選をいたしたいと考えておる次第でござります。

○森八三一君 極論のように審議会といふものは公正に作つて行かなければならんということは当然のことでありますので十分御考慮を願えたらと思うのであります。そこで審議会が

価格というものを策定いたしました場合に、先刻私の質問に、現在は製糸家の諸君と生産者の団体とがそこに売買契約を結んでおるから別に団体法等に抵触する協定ではないというよう形式的にお話をあつたのでありますけれども、私は實際の問題をいたしましては、真に生産家の自主的な意思というものが団体契約によつて行われておるということではなくて、實際は官厅の人々や生産農家以外の人々の非常に圧力的な力が強く作用いたしまして、一種の協定に相成つておると私は實情を申上げておるのでありまするが、そこで審議会等が決定いたしましたもの等が基礎になりまして、そういうようなこと強制的な行為が将来行われて行くという危険も多分に考えられる。それが妥当なものであれば、これは問題はありませんが、今申上げまするようなことから違算的に押付けられた値段というものが策定された場合には非常に危険があると思うのですが、当然これは取締りをおやりになると思いますが、その点はつきりお伺いしておきたいと思します。

一応の目安として算定されたもので強制の意思は持つていません次第でござい
ます。○森八三一君　まだいろ／＼お伺い
たしたいこともあります、余り私一人で質問をしていましても御迷惑であ
りますので、この辺で質問を一応終り
たいと存じますのでありまするが、
重ねて大臣に要望いたしたいことは、
飽くまでも私はしば／＼繰返しくどく
申上げましたように、置かれておる日
本の蚕糸業界の現状と将来の明るい見
通しに立つて考えます場合には、飽
くまでも繭生産者というものが基礎を
なすという一点をもう一遍一つお考え
下さいまして、非常に困難な問題とい
うことは私もよくわかります。糸をや
つたほうがいいか繭をやつたほうがい
いかと言えば、糸のほうがやりやすい
ということはよくわかります。わかり
ますが、といって何十万という多数の
零細農家が今日でも蚕糸經營は破局の
一步前に來ておるという状況でありま
して、これ以上に經營の不振な状態が
持続されるといったらなれば、これ
は輸出貿易振興に非常に憂慮すべき事
態を導く結果になる虞れを多分に感ず
るのでありますて、よく御思考を頂き
たいし、又法律的にそういうことが取
上げられるといったらなれば、第十
條の具体的な発動について、只今は
抽象的な御議論だけでございましてお
伺いをすることができませんが、ここ
に本当に肉付けをいたしまして、私ど
もの心配が杞憂であるという結果の得
られますようなお取計らいを頂きました
いし、又お話のございましたように利
益のありまするものについてはもう一
度御折衝願いまして、蚕糸農家に還元

○清澤俊英君 大体森さんがいいことを御質問して頂きまして大分了解しましたが、ちょっと細かいことですが局長でよろしうございますが、お伺いたいと思います。繭価格安定法案の二條に、「政府は、前條の目的を達成するため、申込に応じて」というのはこれは誰が申込むことになりますか、簡単に……。

○政府委員(青柳確郎君) 誰でも申込めば最高価格で生糸を買うことができるのであります。

○清澤俊英君 誰でもと言いますが、製糸家、養糸家どちらでもいいのですか。

○政府委員(青柳確郎君) 申込に応じて、最高価格でその保有する生糸を売り渡し、又は予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れる。こういう意味でございます。つまり政府に最低価格で売渡そうという場合には、これは誰も売渡せる。それから政府から最高価格になつて買うという場合には、誰でも政府に申込んで買うことができます。こういう意味でござります。

○清澤俊英君 そうすると生糸でござりますから、製糸家ですな。

○政府委員(青柳確郎君) そうでござります。

○清澤俊英君 生糸を生産する者は買えない、こう解していいのですか。養糸家が仮に繭が非常に下つた。その場合でも駄目なんだ、生糸と書いてあるから、私は意地の悪いような聞き方をするけれども、製糸家が申込んだ場合

○政府委員(青柳確郎君) 養蚕家が、
今大臣がお話になりましたように、委
託製糸でもして、そして委託加工をし
て、生糸にしてくれば養蚕家のものも
買うという形になつております。
○清澤俊英君 委託したものであれば
買う、こういうことでございますか。
○政府委員(青柳確郎君) さようでござ
ります。

○清澤俊英君 それからその次に第三
條にあります、大体重要な点だとと思
いますが、安定しようとする価格を大体
幾らぐらいに見ておられるか、それか
らこれがまあどうせ審議会等で定めら
れるのでありますしそうが、政府として
は最低の価格というものを如何ほどに
見ておられるのか、最高の価格で売ろ
うと考えられる場合を如何ほどに見て
おられるのか、これらの価格を大体政
府としての御予定もあることとあります
しようから、この価格の標準を大体お
聞かせ頂きたい。

○政府委員(青柳確郎君) 最高価格、
最低価格は一休どのくらいに現在きめ
るかというようなお話をございますが、
これは非常に今後の日本の蚕糸業の
全体のためにとりましても重大な大き
な問題でござりますが、先ほども大
臣からお話になりましたように、繭糸
価格定価審議会にかけて、そして十分
皆さんの関係業者の意見を十分付度し
て、そうして誤りのないようなことで
きめて参りたいという考え方を持つてお
るのでございます。

○清澤俊英君 どうもおかしいじやあ
りませんか、この法案を出すときは、と
にかくこの法案で或る糸価を定めて、

そうして輸出を盛んにして、現在十五万俵とおつしやいましたやつを将来においては三十万俵くらいにまで輸出を増大して行きたい、輸出といふものを中心にして商売ができるという一つの目安をお持ちにならなければ、こういう法案は出ないわけだと思う。大体さつきも森さんがちょっとと言われております通り、アメリカでは二十三、四万円と言つておるが、イギリスにおけるところの国際米価協定においては十八万円ぐらいを希望せられておるというのです。そういう中に立つて、政府はどれくらいならば大体将来において米価を安定させて、ここで輸出を増進させ、そういうしてそれを基本にして今現在十五万俵のやつを将来或いは二十万俵、三十万俵と殖やして行こう、こういう建前から考へられるのでなければ、この法案を出す私は何ら価値がないと思うのです。ただ行き当りばつたりで、きまつているからきめるというならば、米価安定法でなくて製糸家政法、結局こう受取れるような気もいたしますが、本当の安定法ならば、米価を安定するお考えがなければ……。大体あなたがたはどのくらいに安定して、輸出を増進せしめられる価格とお考えになるか、これは審議会と別にお考えになつておる点をお伺いしておきたい。

○清澤俊英君　どうもそこがおかしいのですね。あなた方は蚕糸行政を取扱つておられて、日本の蚕糸業の少くとも隆盛を考えておられる立場にあるかたが、今現在ならば現在として、輸出を対象としてどれくらいの糸価が安定しておつたらよろしいか、糸価の安定ということが認めないならば、今現在どのくらいの糸価であれば目的の生産ができる、これによつて輸出の増大を図り得るというくらいのお考えがないとは考えられません。大臣はどう考えておられますか、それがなくて何が元になつてできるのか。

○国務大臣(根本龍太郎君)　これは清澤さんの御意見もさることながら、政府が現在の段階においてこれ／＼だといふことを言うことは、むしろこの立法において今後自由に審議会が客観的な資料に基いて検討するのを、あらかじめ政府が政治的にきめたということになりますと、却つてこれはまずいことだと存じます。なお又見通しにつきましても、御承知のように糸価というものは過去において非常に変動が激しいのです。而もそれは生産費とか何かの以外に、海外並びに国内における需給関係に影響することが非常に多いのでありますので、従いましてこういうようなことについては、やはり客観的の資料に基いて、そうして一応この法律に基くところの算定の基礎がはつきりしたときに申上げるのが妥当であると思ひますので、現在局長から申上げるようだ、いろいろのこれは見通しが

○清澤俊英君 それならば糸の安定価格をお聞きしようとは思いません。さつきから一番問題になつておりますのは、繭の価格の問題だらうと思いますが、大体今の場合で繭の価格が大体どれくらいであれば生産費を賄うかと考えておられるか、糸のことは聞きましたが、繭では……。

○政府委員(青柳 鍾郎君) 昨年の繭の生産費は、これは農林統計調査部の発表でございますが、千百円くらいの計数が載つておるのでござります。

○清澤俊英君 そこで繭の生産費が大体千百円くらいを見ておられますか、そうしますと最近の全国平均の一反当たりの桑園から取れます繭の生産費はどういふことか。

○政府委員(青柳 鍾郎君) 農林統計調査の時分におきまする調査農家の生産数量は、たしか一反当り十三貫くらいになつておるかと思つております。併し全国平均で農林統計に示されておりますところでは十一貫くらいでござります。

○清澤俊英君 そうしますと、大体一反当りの収穫を行きますと、最近比較的繭の価格もよく売れたと、こう見ましても千五、六百円を最高として千百円くらいの間で落着いておる、こういうことになりますと、結局総収入といふものが一歩で一万五千円乃至一万一千円くらいの総収入しかない。そこで一貫目当り千百円の生産費を差引きすれば殆ど利益といふものは持たない

い。だから最近におきまするところの養蚕業者たるものは、一番率の悪いもので、そうしてこれを行います人たるは、農家労働のうちの主力が行うのでなくして、爺さんか婆さんか、子供か、余剰労働者で、殆ど養蚕労働に当るのは、しわくちやな労働者が当つておる。こういう実情を放置しておいて、それで私は果して政府が企図せられるような養蚕の増産などは到底私は考えられんと思うことが一つと、それからいま一つは、そういう情勢で生産をしておりますから、従つて価格等には、米の問題やその他の農業諸生産品のような激しい要求を養蚕農家は持たない。従つていろ／＼な工作が行われて、非常に不利な建前に追い込まれておる。こういうとき今問題になつておりますのは、そういう農家を放置しておいて、それで糸の値段だけをこれからきめるのだということで考えられたら、これは問題だということは森さんなども指摘せられ、或いは松永さんが言われる通りだと思います。そういう建前で考えられるとき、大体繭の値段というものを一体繭価協定なりいわゆる掛目でおきめになる、その掛け目をきめられておきめになる、その掛け目できめられるときは、糸の相場を中心にしてそれから繭の値段を引出そうとする考え方が多いのでありますて、結局すればあの掛け目協定というものをおらず改め定によつて繭の養蚕農家を助けるといふ具体的な問題は到底できないと思う。この点どうお思いになりますか、これでは……。

お話し申上げておりまする所には、結局糸価の維持を図れば繭価の維持ができるということになる。今清澤さんのお話になりましたように、糸価が或る程度維持できれば、従つて繭もその糸価に均衡のとれた値で売買されるのではないかと思われるのであります。従いまして我々としては糸価を或る程度維持して、そうして養蚕農家として、その糸価の中に含まれている繭の値で売買されるようになります。若し万一その均衡が破れて、繭が更に買叩かれるというような事態が若し万一あります場合におきましては、この第十條でこれを何とかして参りたい、こう考えておる次第であります。

○清澤俊英君 私はまだ質問申上げたことはたくさんあります、野溝君の御質問にもありますのでこれで打切りますが、私はこの法案で養蚕農家の安定を図り得ることは絶対に考えておりません。このことは先ほども申上げましたように、繭の値段をきめることそれ自身が、すでに揖庭協定なるものを中心にして、糸の相場から生産費を引いたものを繭の値段にするという、非常に適算的なものが基本になつておる。それを放置しておいて、而も買上げ等は糸を持つた者の要求によつて買上げ等を行うということになつておりますのでありますから、これは安い繭を買えば儲かる者がそこでいろ／＼な操作が行われて、松永さんが言われる通り実際の問題としては、たしか過去の歴史においては養蚕農民がひどい目に遭つておる。これだけは言える。今現

方においてはいろいろ、養蚕家などの
闇取引があるだらうと思う。そうして
地域的な協定を行わしめて、法律の一
面をこまかして、現実においては或る
協定価格で押付けられて、而もそれが
銀行が金を貸してくれないと、いうの
で、八掛とか七掛というような金を支
払わせて、それで我慢しなければなら
ん。そこでいよいよやつてみますと、七
掛も八掛けもない、十掛けの協定以上の価
格さへ払う力を持つていてもそういう
ことをやる。非常に今金利が高いので
ありますから、三割なり二割なりを
養蚕農家に支払うこと半年くらいも
延期することによつて、これは莫大な
金利を稼いでいるのじやないかとも我
は考えられることが現に行われてお
る。こういう者に対し一休蚕糸局な
どではそういう者に対して警告くらい
発せられたか。そういう事実があること
を御存じないのか、そんなこ
とは一つよくお調べ願いまして、こう
いう横暴が蔭で行われないように常に
一つ御指導と御鞭撻をお願いすること
にして私の質問は打切りります。

うのが出でるのとござります。この分とこれとの違います大きなことは、政府がやはり生糸の売買操作によつてやることは同じでございますが、政府が生糸の売買をいたします前に糸価安定施設組合というものを製糸家に作らせまして、そうしてその糸価安定施設組合で買つたり売つたりしまするものを政府の特別会計が更に又買つたり売つたりする、これは海外に対する一つの考え方から、政府が直接やるよりも或る程度民間側に一つの緩衝地帯を設けようということで糸価安定施設組合を作つておつたのでござります。それ以外は大きな違いはないのでござります。ただ第三條の面でござりまするが、この面が今度の改正によりまして繭の生産費並びに生糸の製造及び販売に要する費用を基準としという部分が違うくらいなものでございまして、大半部分は前のものと大体同じでござります。そのほか前と違いますのは第十一條の規定を設けたという面が前より又変つております。

が、一体この蚕糸關係業者が低い価格で繭糸の不安を補うため得た利益を關係業者が処分するのではなくて、勝手に政府が差益金の処分をされたらしくござりますが、これは一体大蔵省のことでござりますが、これは一体大蔵省がさような指図をしたのですか、農林省がさような意図で処分したのですか、その差益金処分に対してどういう処理方針をとつたか、この際説明を願いたいと思います。

○政府委員(吉柳確郎君) 実は、これは何回も事例があるのですがございまして、一番初めに清算会社で以てやりました利益金は、これは政府が保障するという形でやつて参りましたのでありますまして、その場合におきましての利益は、御承知のように現在横浜生糸検査所がござります。又帝国蚕糸倉庫株式会社がござります。これは利益金で以てあれを買いまして、そうして業者から政府に寄付するという形をとつてゐるわけでございます。それからその次には第三次の清算かと思いますが、その利益金がありました際にやりましたことは、勿論これは紐という観念ではございませんが、中野の蚕糸試験所、あれなどはその面から出ているのじやないかと思われる所以あります。それから現在例の、これは戦後におきまする蚕糸業会といふものを作りまして、それによつて糸の売買操作をやるということになりましたのですから、この面におきまする利益金は、利益金のうちの、今年の三月から出まするいわゆる価格差益金というやうなもの、これらのは三月から計算いたしますと二十四億ぐらいになるかと思うのですがござります。それは紐付というわけでもございませんが、大蔵省側におきまし

て、今度三十億のこの会計を作りまする際の大きな目安になつたように私たちは聞いていますのであります。

○野瀬勝君 私は今回の予算を見まして、租税收入の大宗をなしておるのは農村であるから、農林施策に近い額をその方面的施策に使うという予算が編成されると思つておりまするところ、農林関係については取ることは取りますけれども、その施策に関する予算の計算上され方が少い。ところが本法は自新らしい施策であり、又予算でありまするので、私は成るほど政府もいよいよ農村側に少し目を開いたかと、こう思つたのです。今政府の答弁を聞いて見ますと、この差益金は農民が犠牲になつて積立てておいたものがその内容でござりますから、全く私はこれを農民に返すべきであつて、勘定の予算であると断定せざるを得ないのでござります。併しそうなことはこれは大蔵当局に申上げるといたしまして、一体糸価安定をしようという際に、今の蚕糸事情から見ますると、局長も御承知のように釜数が多くて、原料が少くて、この調節がとれないで安定計画といふものが立つのでござりますか。これを一つお伺いしたいのでございます。操糸能力は、原料以上相当あることは御承知だと思う。原料が少い。この間の調節ができる、これでは經濟の無政府性ではないか、こういう点からも私はこの安定という言葉は誠に結構でございますが、先の糸価安定設置組合の問題にいたしましても、今回の安定という銘を打つて出されました糸価安定法並びにその裏付である特別会計にいたしましても、原料と加工乃至は製造設備とを調節できないでおつて、結果生

産の無計画性が祟つて價格の不安定性が生じ、申上げなくてはならない。青柳局長は諒解されておるわけです。これに対してあんなたはこの安定関係法を立案するに当たりまして調節ができると信じておられるのですか、又でき得る確信を持つておるのか、その点を一つ聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(青柳確認君) 現在は御説の通り非常に需給の面、織及び生糸ともアン・バランスでござりまするが、併し或る程度無理のない價格の範囲内において安定をしようということことは可能であると思うのでござります。それで実は最低價格の面につきましては約三十億という金を用意しておりますので、最低價格は或る程度維持は可能だらうと思うのです。又最高價格の面につきましても、実は今度新たに参議院で御修正になりましたが、特に恩威によつて暴騰するというような場合におきましては、取引禁止のいわゆる禁院で御修正になりましたが、特に恩威によつて暴騰するというような御説もありましたので、私は或る程度の價格の中における安定は可能ではないかと考えるのでござります。

○野溝勝君 この構想につきましては私は賛成でござります。ただその内容に非常に拙劣性があり、且つ又生産者に対するウエイトが少いという点を私は質疑を交わしておるのであります。その構想については勿論賛成でござります。併しここで考えてもらわなければならんのは、私は日本蚕糸政策に異論のあるのは算定の点です。一体逆算計算という算定の方針です。逆算式を採用しておる。これは封建的ですよ。

これは養蚕家が望んでいた生産量を正しく出して、それから糸価をどうきめるかというのが一番いいのです。それが困難にいたしましても、ずっと昔から伝統的に来たような、紀元二千六百年前から来たような方式をこれを依然として採用することは、これは新らしい感覚を持つておる根本君でも、あなたがたもこれを考えなければならん。この点は自由党の政務調査会長を根本君はやつておられたのですから、今度は農林大臣になつてから時間も短いが、この誤った算出方式を改革した方式を直く打出さなければならない。そういう点について清澤森さん、お話をなつた通り先ず糸価をきめて、それから製糸家の加工費を引いて、それから一俵の十六貫で割つて掛目を出して、それで以て又その年の糸価を掛けて生繭一貫日幾ら、こういうやり方は、これは実際と余りにも離れた非現実的でございまして、米もパリティ計算、これは完全のものではないが、この逆算計算よりも少し増しです。ですから少くともそういうふうに農民生産者の納得する方向に計算の様式を今後研究して持込む意思があるかないかということを一つお聞きして置きたいと思う。これは大臣から一つ。

ります。その結果今度は逆にそれを示す場合において、従来の慣習に従っておられますからお聞きしますが、審議会制度を高く評価しておられるようですが、ございますが、この審議会といふものは、これはいつも政府でやる審議会の内容は、ただ氣休めに作つておるだけでありまして、審議会において決定すると言つておりますが、米價の審議会の内容は、もとより掛目となつて現われるというわけではありませんが、それは従来の掛目の表現の方法とは表現は似ておるけれども、算定の基礎が違つて來ておる、かのように考へておる次第であります。併しましてこの三條における標準値段を算定するに当りましては、従来と違つた生産費といふものが強く取上げられるという点において、野溝さんが御指摘になつた点に近づいておると考へておる次第でござります。

が予算を先にきめたのです。審議会の意見を徴したのですか。先にドッジされて、大蔵大臣と農林大臣との間に案を立て、農林大臣が第2次的にきめたたゞどうか知りませんが、とにかく審議会にはあとで予算がこれ切りないからこれを呑めという枠をはめたようなものを作つてもこれは気休めだと思う。だからこの審議会は生糸の価格安定に関する重要事項を審議するのです。こういうふうでは幾ら私は審議会を尊重して行くのですがございまして、先に政府が案をきめてそうして審議会に詰つてきめるのですか、この点をはつきりしておきたいと思うのです。

○國務大臣(根本龍太郎君) 政府があらかじめ見当をつけさせておいて、それを向うに呑ませるというような考え方は持つておりません。審議会においていろいろ客観的な資料に基いて答申された、その案を参考いたして政府が決定する、こういうふうにいたして行きたいと思つております。

○野瀬勝君 審議会の運営方法につきましては賛成であります。先ほど森議員からもこの点について強調されました通り、委員会の人選に当りましては生産者のウエイトを十分にお考え願いまして善処されることを希望いたしておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は盡されましたがものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない

更にこの運営によりまして一般会計に組入れられることのあります利益金につきましては、明確な御答弁もございましたのでこれ以上申上げる必要もないとは存ずるのであります。が、蚕糸関係業者の負担において生み出されました、生するであろう利益につきましては、これは蚕糸業界の進展、特に繭の増産確保に使用せられる方向を打出して頂きたいことを強く要請いたしたいと存じます。それに関連いたしまして、修正法第十一條にございます異常な繭価格の低落を來した場合における具体的な措置につきましてはいろいろ考観さるべき多方面の問題があるのであります。が、十分御検討になりまして、これらの具体的な措置について速かに決定されると同時に、それを広く生産蚕家にもお示しを願いますと同時に、その具体的な効果を擧げますために必要とする予算的措置の運営につきましては、質疑で十分盡つきましたのであります。この法律の趣旨を十分に達成し得ますするがごとき委において構成せられるることは勿論、その運営につきましても遺憾なく民主的な実を挙げます運営を強く期待をいたしたいと存ずるのであります。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

項を詳しく申されましたから、改めて
この点は申上げませんが、私どもも森
さんと同じくこの要望だけは深く政府
当局において重要視して頂きたいと重
ねて御希望申上げておきます。

それで附加えて申上げますと 第三條の取扱でありますと、系価安定を

お考えになるとき、輸出を対象として、諸般の経済情勢というものが考えられ、場合によっては、そのうえに国内生産による収入

したものと認めて御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。
それではこれより採決をいたしま
す。
糸値安定特別会計法案を原案通り可
決することに賛成のかたの御拳手をお
願いします。

と思ひます。併しながら十数回に亘る委員会におきましてしばく各委員からお話をありましたが、第二控室関係におきましては強く修正をいたしたいということと、その筋との折衝もあつたのでありますて、私も一律に法人税を上げるということにつきましては疑問を上げるということにつきましては疑義を持つのでありまするが、段階を区分いたしまして、担税能力十分にあると首肯せられますが、どうやうなランクにあります者については更に相当額の増収を図りましても適当なことではないかというふうに思われますることと、更にいはば外為資金の問題、輸出銀行の問題、開発銀行と、いろいろ国家的施策問題を講じてこれらの措置を國つておられますから、従つてその利益は九〇〇%の国家が吸い上げて行くことが正当化やないかと、こう思ひます。そういう建前から臨時所得税を以てこれをらを措置せられ、そうして一方一律に

五〇%、約半分から少しの割合をたてることを至当だと考えておるのでありますから、そういう点を十分御考慮に入れて、将来本会議におきましては、二十七年度の本会議におきましては政府において考慮願いたい、こういう意見を附けまして、賛成いたしておきます。

○木村謙八郎君 私はこの法律案に賛成いたします。賛成の理由は、原則として法人税の引上げに私は賛成するものであります。それは前の税制改革のときにおいて、個人と法人との税の負担の不均衡、即ち個人よりも法人のほうが嵩くなつてしまつて、個人業体が法入に非常に変つたという面がある

した場合には、これより常なる重要な問題だと考えられますので、従つて輸出という一つの目標を持つた系固安定化を、持つ限りにおいては、この危険が非常に重要視せられなければならないと思います。そういう場合には、逆算的

決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手続は、前例により委員長に御一任を願いたいと思います。
それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

質疑にございました大臣の答弁にも、中小企業家の組織いたしております。ような弱小法人につきましては、現在の三五%でありましても非常にその負担が重いという現状等を考えます場合に、他面軽減すべき必要に置かれておる法人もあると思いますのであります。つきましては速かな機会におきましてこれらのは正をされますように強く当局の善処を要望いたしまして、希望を添えて賛成をいたすものであります。

高額に引上げることは、森さんが言われる通り中小企業等にはまだ基礎薄弱であり、なお日本の産業が確立しております現段階においては、下記等の関係で非常に弱つている基礎の充実等がありますから、これらの点は十分考慮せられるのが正當じゃないか、こうも考えますが、又半面税率を免ねるために、改正前の三二%という低税率を目標として作られた多くの会社もてきておるのでありますから、これらの点を考えるとときは、一応そういう基盤の弱い者を十分考えるべ

ほうが軽くなつてしまつて、個人業体ばかりが法人に非常に変つたという面があると思うのです。今度の個人の申告納税の税収が少くなつた理由の一つは、個人業種が法人組織に変つた。それは二つは個人の税負担と法人の税負担が不均衡になつているという点があると思うのです。従つて今度の法人税引上げにおいてこの均衡を回復するという意味も一つあると思うのです。そういう意味においては確かにこれは合理的な面を含んでおりまして理論的に見ても実際的見ても、法人税をここで引上げることについては私は正しい

何らかの、将来この法案を運用せられる際には間違いないよう特に御留意意を願いたい、こうすることをお附

○委員長(平沼綱太郎君) やよつと速記をとめて。
午後四時五十二分速記中止

○清算係
表しまして、甚だ不満足であります。が、折角の修正案もOKが取れませんので、賛成をしたいと思います。併し今
の森さんの言われている、たゞ一律に
四二%の引上げ、こういうふうなこと
を申しても、大本主院長等
はあります。併しそちらの者は手
得の見積りにおいて十分御考慮して頂
ければ、これらの者は何とか実質上の
額において問題は生じないとと思う
で、結局税金免れのために、安い法人税
であつたために法人へ移した、こう

○松永義雄君 私も森さんの御意見に賛成して、本案に賛成いたすものであります。

申上げるまでもなく農林省はお百姓

のお役所でありますので、お百姓のこととを親切に考えて頃きたいということ

を強く希望いたす次第であります。

第六部 大藏委員會會議錄第二十二号

昭和二十六年十一月二十七日

卷之三

三三、二十六年が三五六、こういうふうに物価は上つておるのに、能率賃金のはうは二十四年の二二七から二十五年は二四三、二十六年は二二〇、こういうふうに能率賃金が著しく下つておる。それは雇用を殖やさないで生産を殖やしたから、製品一単位当りの賃金というものは著しく下つておるのである。雇用指数を見ましても、雇用指数は殆んど殖えていないのです。ところが生産指数はうんと上つておる。従つて製品単位当りの賃金、即ち能率賃金は著しく下つておるのであります。即ち大蔵大臣がよく言うところの利潤インフレといふものをここで現出しておるのであります。非常にたくさん法人に……特に大法人に利益が偏在しておる。こういう意味で私は法人税をむしろ上げるべきである。又上げ方が私には少いと思う。尤も上げ方については小法人と大法人の間に区別を設けるのが本當だと思います。それと又超過利得の課税的なものも考慮するというのが本當と思うのであります。本案においてそれが考慮されておらないことは遺憾と思うのですが、原則として法人税を上げることは正しい。又ここで法人税を上げませんと、大蔵大臣から実情を伺いましたが、二十七年度におきましてこれは勤労所得税の減税に影響して来るということが明らかになつたわけです。大体二百億、ネット二百億増収を予定しておる、これができなくなると……、実質的には、今度の勤労所得税の負担は実質的には私は増税になつておると思う。その上に来年度減税が、いわゆる税法上の減税ができなくなると、これは重大な問題であります。そういう点からも法人税の引上げ

は賛成であります。併しながら特に大法人についてはいろいろな特別な減価償却を認めますし、更に又この合理化法案が出て参りましたで、特にこの近代設備をするような方面については減免措置が非常に講じられるわけですね。そういう法人、大法人は日米経済協力による特需あるいは新特需というのでも注文を受けて、相當儲かる面です。そういう方面を減価償却を非常に有利にすれば、今度の税率を引上げても、大法人においては余り負担増加にならないという面もあると思うのです。従つて小さい法人については、そういう減価償却とか或いは合理化法案による減免の恩典を浴さないほうは、これは実質的に相当な負担になると思います。併しながら個人と法人との税の不均衡を見正する、こういう意味においてはどうしてもこの法人税は引上げなければならない。この点は原則として我々は反対する理由はありませんし、反対できないわけです。従つてそういう不均衡を、臨時立法を本法に直す場合には十分政府において考慮される必要があると思うのです。減価償却において非常に得して、法人税が上つても実質的には余り上らない、ところが減価償却の恩典に余り浴さない所には実質的に本当に今度は増税になつて来る、こういう点も本当に不均衡が出て来ると思う。そういうのは十分均衡とおきます。

の增收によって五ヵ勤労控除を引上げたいという主張を持つておつたのですけれども、それでその修正案をここで出したかつたのであります。が、遺憾ながら時間もございませんし、又所得税法についてはもうすでに今度の改正法が通つてしましましたので、こうした点については次の国会で又提案したいと思うのであります。大体まあ以上の点から今度の法人税の改正について非常に不備・欠陥もありますが、原則として法人税を引上げるべきである、この点から我々は非常に不満の点がありますけれども、賛成する次第であります。

はないかというふうに考えているのであります。まして、来たるべき通常国会においては十分この点について考慮して行きたいと思うのであります。併しとにかく一応法人税の引上げが不満足ながらここに提案されて、そうして基礎控除が引上げられたという形になつておるのであります。只今勤労控除を廃やしたりいいじやないかというお話をありましたが、その精神についても私は同様賛成いたすものであります。ともかく一応ここで再分配が行われた、不満足ながら行われたものとして本案に対しても賛成するものであります。社会第三控え室を代表して賛成いたします。

意思表示をいたしますことは非常に憤り存するところであります。なおこれは緑風会を代表する意味ではありますんで、委員の一人として私は所見を開陳いたしたいのであります。

元来この法人税と申しますと、これに対する直接の被害と申しますか、税が上るために非常に困るという人は経営者でもないし又労働者でもない、こういうふうに一応とられますので、法人であるから、法人税が植えたから別に役員の報酬が減るとか或いは又従業員の所得を減らすとかいうようなことはないのでありますので、法人といふものは実は叫ぶ声が非常に薄いのであります。薄いのでありますから、ややもすると昨今のよう、その法人が非常に景気がいいというようなものが非常に景気がいいというようないい、二十万もある法人のうちの極めて小部分の者がちょっと景気がいいというようなことで、直ぐ税を殖やしたらどうか、こういうような御議論が出て來るのではないかと思うのであります。が、そういう意味からいたしまして、私は二十万の法人全部の声なき声に應えて皆様に御納得を頂きたい、こういう意味で反対申上げる次第であります。

大体法人税は個人所得税と必ずしも対照的に対立的に比較して論すべきものではないと存ずるのであります。又これを個人所得と比較してかつきりと比率を出すということのできる性質のものではないのであります。した小さな問題であるのであります。ただ小さな個人企業の人が法人に移つた場合の例をシヤウブ博士はさげて論じておるのありまするが、一般の法人におきま

しては、個人の所得が又二重にかかる場合もかなり多いのでありますから、必ずしもさように対照的に個人が高いから法人はもつと上げてもいいとは思うのであります。私はシャウブ博士の勧告とというものに対しても多大の見解があり、又終戦後において是正すべき問題もあると思うのであります。が、」應は一つの機構を作りまして構想を考えて、そしてでき上つて参りましたが、個人所得に對してはこれこそした税が、個人所得に對してはこれこれと、法人所得に對してはこれ／＼として、三割五分という税が提示されましたのであつて、私はこれであつて初めて均衡を或る程度得た税率であつたと、こういうふうに考えておつたのであります。勿論私は今日の直接税といふものが、皆さんも御承知でございましょうが、実は今年度の歳入歳出は昭和十年の数字に比べますと、昭和十一年の二十二億円に対しまして七千九百三十七億になつておりますから、歳入歳出一般会計では三百六十倍になつております。又専売益金は六百二十二倍、酒の税は五百五十六倍であります。が、直接受税でありますところの所得税と法人税と合せましたもので比較いたして見ますと一千六百九十一倍になつておるのであります。即ち千七百倍というような直接税になつておるのでありますので、私は個人所得も正に高いと、これは何とかして下げるよう私ども努力したいと考えておりますが、同時に法人所得というのもも決してこんな状態下において上げべきものではないと、決してこれは上げてはならないと、かよう私どもは考えてお

も成立いたしました。併しこれは講和條約の構成を考えて、その上で又いわゆる講和関係の費用というようなものが莫大に殖えるという場合に止むを得ずしてやるならば、もつと合理的な法人税といふようなもののを考えられておるが、従つては来年度において二百億円を徴収する準備行為であるといふ御説明であります。しかし算として僅か二億六千二百万円、これも止むを得ないけれども、今日補正予算として僅か二億六千二百万円、これに法人税を上げることに対する御説明であります。

こういうふうに考へるのをさへしません。それからややもすると考へ違ひをさへますのは、大きな法人、非常に儲けのある法人が非常にうまくやつておるんじやないか、こういうふうにお考へありますのが、これは私は個人の高額所得と低額所得と、こういうものに差別のあることは私は認めるし、当然あり得ることであると考へるのでありますのが、個人の高額所得と法人の所得と一緒に考へになつておるんじゃないか、こういうふうに考へられるのでありますのが、仮に法人の所得が多くて留保ができるとか或いは配当ができるとか、又これによつて勤労者が喜ぶことであつて、決して資本家だけが喜ぶことではなく、勤労者もこれが給與も上げることができる、こういうことになりますることは、みんなが贅成なさいますことが非常に矛盾したことではないか。この所得というものが考へでないか。この所得というものが、によって勤労者の給與を上げることができる、又資本といふものが非常に貨幣価値の変動によりまして不當に虐待されてしまいますものを若干は修正することができるのだ、こういうふうに考へる点が第三であります。

は賛成できないのです。次に改正の税法によりますると、法人は形が大きかろうが小さかろうが、又利益が多かろうが少なかろうが、これを地方税と合せまして最低五割二分九厘が徴収されるのであります。今日一割五分以上の配当ができるないような会社では株の値段は額面以上持つていいのでありますから、今日非常に税金には困つてゐる。勘定あつて錢足らずという言葉がありますが、皆どこの事業会社もこの税金を收めるときになると皆銀行へ金を貸してくれ貸してくれで殺倒しておるのが事実であります。これは殆んどあらゆる会社がそういうような状況になつておるのであります。又事業によりましては、例えば石炭事業であるとかガスとかいうような事業では辛うじて七分とか八分とか配当しておる会社があるのであります。又事業のものが若し今度五割二分九厘の税率になりますといふと、或いは配当を一部減らさなければならぬ。額面の価格を維持するところの騒ぎじやない、非常に困難な会社が大多数であるのです。僅かの会社の、殆どにも当らないような会社の例を以てすべてを律して、この際法人税を上げるということは、非常に国の将来の経済のために心配すべきことであると考えます。講和條約ができ上りまして、日本の経済自立ということが盛んに呼ばれておるのであります。が、このようにすべての金を、民間に資金を持つことを許さないような形になつて参りますると、勢いこれは事業といふものは日本の国内で自立するということはできない。結局外国への援助を仰がなければならんことにならん

るのでありまするので、私はできるだけ日本の國力に相応して皆勤儉節約によりまして資力を余す。その資力は民間に蓄えさせて、そうして余り御尼介にならないで、自立して事業の經營が收されてしまつて、いわゆる政府は金持になりますが、民間と府県といふものはだん／＼貧乏する。資本といふものは数字の上から言えば大きくなつております。よく又、主税局長の御説明にもございまして、アメリカの法人税といふものは相當に取られておる、日本の法人税は今度上げても決して高くないということを言われまするが、これは個人所得の場合でも同じであります。食うや食わずにいる人が二割の税金を取られるのと、相当の、十分の余裕を持つておる人が二割の税金を払うのは根本的に考え方が違うのであります。でありますからアメリカの法人税が高いから日本の法人税は決して四割二分に上つても高くないということは言えないし私は考えるのであります。

一番今日日本の産業経済の上からいつ適切必要になつておりまするのは電力の開発であります。この電力の開発もただ單に政府の資金でこれを賄ふられるということでなしに、やはり民間が協力し或いは民間で自家発電を作るというようなことをしてこそ初めて生産も増大し、日本の經濟も自立して参るのでありまするが、ただ今まで伺つ

Digitized by srujanika@gmail.com

ておりました御意見ですと、何をかも
税は、法人税は取つてもいいじやないか、
か、もつと上げてもいいじやないか、
こういうような御意見でございます
と、いうと、百年河清を待ちましてもこ
の日本の經濟自立は絶対にできないと
いうことを私は申上げなければならん
と考えております。

以上甚だ冗漫に亘ることを申上げて
恐縮であつたのでありまするが、まだ

講和会議も今後どういう費用が出て來
るか、そういうことも今日わからな
い、又どうなるかわからない場合に、
税の根本的構想をここで変える、補
正予算においてこれを変えるといふこ
とは、時期の上から考へても私は早
い、こういうふうに考えまする上から
いたしまして本案に反対をいたす次第
であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言

はないようでございますが、討論は終
局したものと認めて御異議ありません
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないと
認めます。それではこれより採決に入
ります。法人税法の一部を改正する法
律案を原案通り可決することに賛成の
お方の御手ををお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数でござ
います。よつて本案は原案通り可決す
べきものと決定いたしました。なお諸
般の手続は前例に倣い委員長に御一任
願いたいと存じます。

それから多数意見者の御署名をお願
いいたします。

多數意見者署名

岡崎 真一 黒田 英雄

昭和二十六年十二月二十六日印刷

昭和二十六年十二月二十七日発行

小宮山常吉 伊藤保平
愛知 捷一 大矢半次郎

森 八三一 清澤俊英
岡田 宗司 菊田 七平
山本 米治 木村喜八郎

菊川 孝夫 松永義雄
大矢半次郎 菊田 七平
木村喜八郎

○委員長(平沼彌太郎君) 本日は長時
間に亘り有難うございました。
これを以て委員会を散会いたしま
す。

午後五時五十分散会

十一月二十六日本委員会に左の事件を
付託された。

一、物品税法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は十一
月十三日)